

# 電気・ガスの契約切り替えは慎重に！

相談事例① 事業者が訪問し、「契約をすれば電気の基本料金などが安くなる」と言われた。言われるがまま契約の手続きを取ったが、具体的にいくら安くなるなどの説明はなかった。

相談事例② ガス料金が安くなると勧誘があり、検針票を見せるよう促され、契約した。事業者は最初に名刺を見せたが、後になってよく考えずに知らない事業者と契約してしまったことを後悔した。クーリング・オフはできるか。

## 【解説】

平成28年4月より電気、平成29年4月よりガスの小売全面自由化が始まりました。これにより、新規参入を含む様々な事業者が、多様な料金メニューやサービスを提供しています。消費者はライフスタイルや価値観に合わせ、契約事業者を自由に選べるようになりました。

契約切り替えを検討する場合は、まず現在契約している内容を確認し、切り替えによりどの程度割引になるか、また割引の条件はどのようなものかなどをよく調べましょう。



県消費生活センター  
キャラクター“ケロちゃん”  
消費者教育推進大使

## トラブル回避策

- ・電気・ガスの料金のプランや算定方法をよく説明してもらい、納得してから契約しましょう。
- ・勧誘してきた会社と新たに契約する会社の社名や連絡先を確認しましょう。
- ・検針票の記載情報は慎重に取扱いましょう。
- ・契約してしまっても、クーリング・オフできる場合があります。

困ったときは、一人で  
悩まずに相談してケロ！



相談先：消費者ホットライン **188 (いやや!)** (局番無し3ケタ)  
最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！